

いちのせき

農委だより

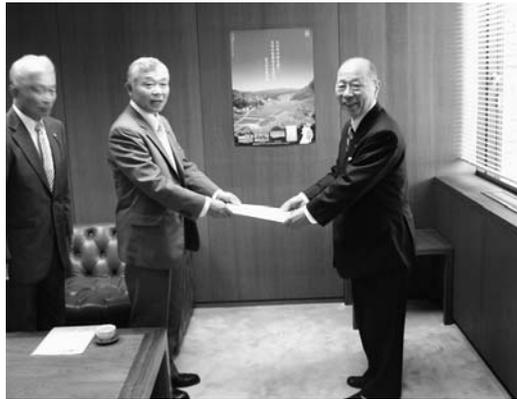
第6号

2007

12

「農業振興施策の充実を求めて」 市長へ建議書を提出

一関市農業委員会は10月29日に、千葉哲男会長、和賀久榮会長職務代理者、小野寺勝郎農政専門委員長、千葉功農政専門委員長らが市役所を訪れ、「市の農業・農村振興施策に関する建議書」を、千葉会長から一関市長に提出しました。



今回の建議は、一関市の農業振興を図るため、農家の皆さんの意見・要望を取りまとめ、農業者の利益代表機関として、組織検討を重ね集約

したもので、要望項目は次の7項目を掲げています。

- ①担い手の確保・育成と経営安定対策
 - ②農業生産振興策と販売促進について
 - ③農業基盤整備の推進について
 - ④食農教育、地産地消等の推進について
 - ⑤大雨・洪水による農業被害対策について
 - ⑥国に対する要望事項
 - ⑦その他の要望事項
- 小野寺農政専門委員長からその概要について説明し、千葉会長からは「遊水地は大雨・洪水のたびに冠水することから、後継者育成のため、根本的な補償制度を考えて欲しい」と訴えました。
- これに対して、市長からは「農業は当市にとっても重要な基幹産業であるが、米の価格低下など厳しさを増している。農業が元気になるないと街も元気になる。魅力ある農

業をつくっていかないと後継者も育たない。建議の趣旨を受け止め、市単独では困難な課題は国・県への要請を行っていきたい。」とコメントがありました。農業委員会としては、各要望項目の実現に向けて今後とも活動してまいります。

「第52回岩手県農業委員 大会」における受賞者

11月9日に盛岡市民文化ホールで開催されました、「第52回岩手県農業委員大会」において、本市農業委員会から、農業委員活動に大きな功績があったとして、次の方々を表彰されました。



- ・ 永年勤続農業委員 南浦秀山委員
- ・ 農業委員活動表彰 佐藤 勲・小野寺勝郎・千葉功・千葉哲男・佐藤守一の各委員

また、佐々木利夫委員からは「全国農業新聞普及活動取り組み事例報告」がありました。

農業者年金の特徴

☞ 農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

〈家族一人ひとりの年金を！ 今、女性の新規加入者が大幅に増えています〉

☞ 少子高齢化時代に強い年金です。年金資産は安全かつ効率的な運用。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万~6万7千)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

〈平成14年度から18年度までの5年間の平均利回りは年3.45%です〉

☞ 終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。

仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。

☞ 税の特例が用意されています。

☆ 支払った保険料は、**全額(1人当たり最高年額80万4千円)**が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税に(支払った保険料の15%~30%程度が節税)。

☆ 保険料を農業者年金基金が**運用して得られる収益(運用益)は非課税**です。

☆ 将来受け取る農業者年金には**公的年金等控除が適用**(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までは非課税)されます。

〈つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります〉

☞ 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(**月額最高1万円**、通算すると**最大で216万円**)があります。

この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から**特例付加年金として受給**できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

〈農業の担い手の皆様への特別な支援です〉

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、農業委員会、各支所産業経済課または農業者年金基金にお問合わせ下さい。

一関市農業委員会25-6591 花泉支所産業経済課82-2908

大東支所産業経済課72-2111 千厩支所産業経済課53-3965

東山支所産業経済課47-4523 室根支所産業経済課64-3806

川崎支所産業経済課43-3601 独立行政法人農業者年金基金03-3502-3942



国が支える
安心が大きくなる

担い手積立年金

[愛称]

～ しっかり積み立て、がっちりサポート 安心で豊かな老後を ～

- ☆ あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ☆ 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です！
- ☆ 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です！

① 65歳の農業者の方の平均余命は 男性22年(87歳)、女性27年(92歳)

老後はお金の心配をせずに暮らしたいものです。その間、予測不可能な経済変動があり、思わぬケガや病気もあります。

② こんなにかかる老後生活 (現金支出で年額272万円)

高齢農家世帯（世帯主が65歳以上の夫婦2人）の家計費は、現金支出で月額約23万円です。（平成15年農林水産省統計）

③ 国民年金の支給額(年額158万円)

農業者の皆さんが加入している国民年金の支給額は、40年加入で月額約6万6千円、夫婦あわせて月額約13万2千円です。



このように国民年金だけでは十分とはいえ、老後の生活費は自分で準備する必要があります。

サラリーマンは国民年金（基礎年金）の上乗せ年金として厚生年金や共済年金（厚生年金のモデルケースで夫婦2人で年額約280万円、月額約23万円）を受け取っています。

農業者の皆様も、メリットがたくさんある**農業者年金**に加入してサラリーマン並みの年金を受け取りましょう。

◆農業者年金に加入すれば◆

例えば、保険料を月額2万円とし保険料補助を受ける場合の農業者年金支給額の試算は、

加入年齢	納付期間	年金試算額（年額）			
20歳	40年	男性	115万円	女性	99万円
30歳	30年	男性	72	女性	62
40歳	20年	男性	41	女性	35
50歳	10年	男性	18	女性	15

※ この試算は65歳までの付利率は3.0%、65歳以降の予定利率は1.75%とし、最も有利な条件で保険料補助を受けた場合で行っています。

若い時ならお一人の加入で、ある年齢からは夫婦2人の加入で、厚生年金並みや老後生活の安定に役立つ年金額が見込まれます。

**一関市標準小作料
改訂のお知らせ**

一関市の標準小作料が改訂されました。適用は平成20年1月1日からとなります。

●地域の区分について

従来は、一関、花泉、東磐井地域の3区分でしたが、地形や営農条件等を考慮し、今回の改訂では「一関・花泉地域」と「東磐井地域（大東・千厩・東山・室根・川崎）」の2つの地域に区分しました。

一関・花泉地域標準小作料表 10a当り

区分	標準額（円）	水稻収穫量	
田	1等級	23,000	570kg以上
	2等級	15,000	540kg以上
	3等級	10,000	480kg以上
	4等級	6,000	420kg以上
	5等級	2,000	360kg未満
	大規模区画（1ha）	12,000	480kg相当

区分	標準額（円）	固定資産税評価額	
畑	1等級	7,000	42,000円以上
	2等級	5,000	29,500円～ 41,999円
	3等級	3,000	29,500円未満

東磐井地域標準小作料表 10a当り

区分	標準額（円）	水稻収穫量	
田	上田	13,000	500kg以上
	中田	8,000	430kg以上
	下田	5,000	350kg以上

区分	標準額（円）	固定資産税評価額	
畑	1等級	5,000	42,000円以上
	2等級	4,000	17,000円～ 41,999円
	3等級	2,000	17,000円未満

●標準小作料の算定について

（田）
 ・米の収入は、精算実績が明らかでない平成16～17年の単価を基礎としました。
 ・生産経費は、平成19年の標準的な栽培体系と資材価格等を基礎とし、直近の米の概算価格の低下や生産資材費（燃料価格等）の上昇等は、数値が確定していないことから反映されていません。

・土地改良区の平均的な経常賦課金や水利費は経費に含めていませんが、圃場整備等の事業償還金は、経費に算入していません。
 ・一関・花泉地域の田1等級は、隣接する宮城県との出入り作との調整を想定して設定しました。

●標準小作料の活用について

標準小作料は、農家の皆さんが農地の「貸し借り」をする場合の目安となりますので、この額

を参考に、農地の条件などを勘案して、貸す人と借りる人が充分話し合って決めてください。
 ・標準小作料は、耕作者の経営安定を図るために設定するものであり、最近の米価の動向や稲作経営をめぐる情勢を考慮して協議してください。

・双方の話し合いによっては、使用貸借（小作料なし）の契約を否定するものではありません。

●小作料の減額勧告について

農業委員会は、標準小作料と比較して30%以上高額である場合、当事者に減額を勧告することがあります。

●契約の変更について

今回の標準小作料改訂に伴い、契約の変更を希望する場合は、両者で農業委員会（事務局及び各支所産業経済課）において手続きしてください。

○持参していただくもの
 ①両者の印鑑（認印）
 ②これまでの契約書等

一関市農業委員会
 電話25-6591